

○農林水産省告示第 号

令和元年農林水産省告示第四百八十号（農薬取締法第四条第一項第五号に掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める件）第一号の規定に基づき、令和四年農林水産省告示第千六百五十号（農薬取締法第四条第一項第五号に掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める件第一号の規定に基づき、同号の農林水産大臣が定める基準を定める件）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

令和 年 月 日

農林水産大臣 鈴木 憲和

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後

- 一 付録第一の算式によつて算出される、一年のうち農薬散布を行う期間中に農薬散布作業等により毎日農薬に暴露した場合の農薬使用者に対する一日当たりの暴露量が、別表第一の上欄に掲げる農薬の有効成分の種類に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる農薬使用者暴露許容量を超えないこと。ただし、農薬の有効成分又は代謝物の物理的・化学的性状及びその使用方法から、農薬使用者が主に吸入によつて当該農薬に暴露する場合にあつては、ほ場における農薬使用者暴露試験の成績から推定される、一年のうち農薬散布を行う期間中に農薬散布作業等により毎日当該農薬に暴露したときの一日当たりの暴露濃度が、別表第二の上欄に掲げる農薬の有効成分又は代謝物の種類に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる農薬使用者暴露許容濃度を超えないこと。
- 二 付録第二の算式によつて算出される、農薬散布を行う日に農薬散布作業等により農薬に暴露した場合の農薬使用者に対する暴露量が、別表第一の上欄に掲げる農薬の有効成分の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる急性農薬使用者暴露許容量を超えないこと。ただし、農薬の有効成分又は代謝物の物理的・化学的性状及びその使用方法から、農薬使用者が主に吸入によつて当該農薬に暴露する場合にあつては、ほ場における農薬使用者暴露試験の成績から推定される、農薬散布を行う日に農薬散布作業等により当該農薬に暴露したときの暴露濃度が、別表第二の上欄に掲げる農薬の有効成分又は代謝物の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる急性農薬使用者暴露許容濃度を超えないこと。

別表第一 (略)

別表第二

農薬の有効成分又は代謝物	農薬使用者暴露許容濃度	急性農薬使用者暴露許容濃度
1, 3-ジクロロプロペン (別名D-D)	0.45mg/m ³	0.91mg/m ³

改正前

- 一 付録第一の算式によつて算出される、一年のうち農薬散布を行う期間中に農薬散布作業等により毎日農薬に暴露した場合の農薬使用者に対する一日当たりの暴露量が、別表の上欄に掲げる農薬の有効成分の種類に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる農薬使用者暴露許容量を超えないこと。
- 二 付録第二の算式によつて算出される、農薬散布を行う日に農薬散布作業等により農薬に暴露した場合の農薬使用者に対する暴露量が、別表の上欄に掲げる農薬の有効成分の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる急性農薬使用者暴露許容量を超えないこと。

別表 (略)
(新設)

(略)

(略)